

香川県動物愛護管理推進計画 令和4年度実施状況 (数値は1月末現在)

令和4年度重点テーマ

「地域で取り組む動物愛護管理に係る活動の促進」
「飼い主の責任意識の浸透に向けた普及啓発の充実」

1 重点テーマに関する事業

(1) 地域で取り組む野犬の増えない・いない地域づくり

県内において、最も野犬の多い地域の1つである土器川周辺（丸亀市土器地区）をモデル地域に選定し、地域住民、丸亀市等と連携し、「野犬の増えない・いない地域づくり」のための活動を実施した。

また、新たに土器川周辺の丸亀市川西地区をモデル地区に選定し、令和5年度、「野犬の増えない・いない地域づくり」のための活動を本格的に実施するための協議等を実施した。

【土器川の野犬問題】

- 土器川周辺は、県内において、最も野犬の多い地域の1つであり、周辺住民や河川敷利用者等から、野犬による被害の申出が相次いでいる。

所有者不明の犬の収容数（令和3年度）

	県全体	うち中讃管内	丸亀市	
			市全体	うち土器川周辺
収容数（頭）	1,365	762	273	240
県全体に占める割合	—	55.8%	20%	18%

- 土器川河川敷では、無責任な餌やり行為も後を絶たず、複数の野犬が群れで行動する様子が目撃されている。



土器川の野犬の群れ

① 共通認識を持つための取組み

・野犬問題に係るリーフレットの配布

各家庭において、野犬問題について考え、話し合うきっかけになるよう啓発リーフレット「みんなでつくる 野犬の増えない・いない地域」を、丸亀市と川西地区地域づくり推進協議会の協力により、自治会加入世帯に配布した。

・小学校における出前授業の実施

丸亀市及び動物愛護推進員と連携し、地区内の小学校において、犬の生態・習性等に関心を持ち、知らない犬に出会ったときの対処法や、野犬を増やさないためにはどうしたらいいか等を知り、家族で話し合ってもらうきっかけとなるよう出前授業を実施した。

実施年月日	令和4年5月6日
対象者	丸亀市立城東小学校1年生
参加人数	約100名



② 野犬対策パトロールの実施

日常の中で、無責任な餌やり行為者への声掛けや目撃情報の保健所への連絡をお願いした。また、中讃保健所による巡回を行った。

また、地域住民等による河川敷の清掃時に、地域住民、丸亀市、保健所が連携し、野犬対策パトロールを実施するための協議を行った。



土器地区における河川清掃時の
野犬対策パトロール（令和3年度）

(2) 地域で取り組む飼い主のいない猫対策

① 地域猫活動支援事業

地域猫活動を支援するため、活動実施地域を選定し地域猫活動を支援する市町に対する補助金交付制度を実施した。令和4年度は、多度津町、東かがわ市、三豊市が選定した実施地域（計12地域）において、地域猫活動の支援が進められている（うち、8地域に補助金を交付予定）。

また、野良猫による生活環境の被害のある地域において、自治会や住民に地域猫活動の導入の助言等を行った。

地域猫活動…地域の理解と合意のもと、住民やボランティア等が、不妊去勢手術により野良猫の頭数増加を抑制するとともに、当該野良猫の適切な管理（給餌の管理、糞尿の処理等）を行うこと

② 飼い主のいない猫の不妊去勢手術支援事業（高松市）

野良猫に不妊去勢手術を受けさせる等の目的を持った住民に対し、猫捕獲器の貸出しを行った。

また、野良猫の不妊去勢手術を行う住民や団体に対し、1頭につき上限1万円の手術費用の助成を行う「飼い主のいない猫の不妊去勢手術支援事業」を実施した。

- ・猫捕獲器貸出し：78件
- ・不妊去勢手術助成実績：220匹

(3) 動物愛護センターを拠点とした飼い主の責任意識の浸透に向けた普及啓発

動物愛護センター（以下「センター」）を拠点として、ボランティア、関係団体等と連携し、様々な方を対象とした飼い主の責任意識やマナー意識の向上のための普及啓発を実施した。また、広く県民に呼び掛けるため、センターだけではなく、県内各地でイベント・パネル展の開催や様々な媒体を活用した広報を実施した。

・動物愛護フェスティバル（主催：香川県、高松市 後援：(公社)香川県獣医師会）

実施年月日：令和4年9月23日（金・秋分の日）

場所：さぬき動物愛護センター

内容：・イルカの獣医師による動物愛護啓発講演

・動物愛護かるた大会

・子ども獣医師体験

・動物愛護啓発パネル展 等



・犬猫のしつけ方教室・飼い方教室等の開催

名称	回数	対象者	人数
犬の飼い方教室	2	犬の飼い主、犬を飼おうと考えている者	34
猫の飼い方教室	2	猫の飼い主、猫を飼おうと考えている者	25
犬の同窓会	2	センターから犬を譲り受けた飼い主	52
猫の飼い主交流会	1	センターから猫を譲り受けた飼い主	6
犬のしつけ方教室	4	犬の飼い主、センターから犬を譲り受けた飼い主	62

・イベントやさまざまな広報媒体を活用した普及啓発

名称	回数
「おでかけ! しっぽの森」等の出張イベント	11
パネル展	13

2 「動物は家族の一員」に向けての取組み

(1) 適正な飼養の推進

① 動物に対する責任意識の浸透

センターにおいて、犬猫の飼い主やこれから飼おうと思っている方に対して、適正な飼養の徹底及び支援のため、譲渡前講習やしつけ方・飼い方教室、飼い方相談会等を開催し、適切な飼養管理の方法やルール・マナーの啓発を行った。(再掲)

また、県及び高松市のホームページ、SNS、広報誌等さまざまな媒体を活用し、動物の適正な飼養を広く県民に呼びかけた。

・ケーブルテレビ、ラジオ等による啓発

<センター>

月1回ラジオ番組に出演し、適正な飼養の普及啓発や、センターの取組みの周知を行った。

・動物の適正な飼養の普及啓発資材の作成、配布（ポスター、パンフレット等）

<香川県>

名称	テーマ	形態	作成者	配布数 (概数)	主な配布先
令和4年度動物愛護週間ポスター	動物愛護週間	ポスター	環境省	87	県保健所、さぬき動物愛護センター、県立中学校・特別支援学校、16市町等
「どうぶつといっしょにくらそう」	動物の適正な飼養	パンフレット	環境省	500	県保健所、さぬき動物愛護センター、16市町、動物愛護推進員

<高松市>

名称	テーマ	形態	作成者	配布数 (概数)	主な配布先
ペットと暮らしのための4つの備え	適正飼養	チラシ	高松市	7,000	市民（狂犬病予防集合注射会場、保健所窓口）、市内動物病院へ R5年度配布予定

・動物愛護センター機関紙「しっぽの森通信」の配布

<センター>

名称	配布数	内容	主な配布先
機関紙「しっぽの森通信」 (3回発行)	4,000 2,000 (2月予定)	高齢ペットについて ペットの災害対策について 等	一般譲渡者、各市町 公共施設（県立図書館、さぬきこどもの国等）

・動物愛護推進員による自主的な活動

地域住民への犬猫の適正な飼養に対するアドバイスや、イベント等における啓発活動など

動物愛護推進員委嘱人数

任期	平成27・28年度	平成29・30年度	令和元・2年度	令和3・4年度
香川県	15	17	19	12
高松市	24	26	25	27

<活動事例>

- 犬と飼い主が楽しみながらマナー等を学べる犬連れのイベントを開催

『ワンだふるマナーDAY!』in 三木町

NPO 法人動物愛護かがわ、TRUST 香川県動物愛護推進員連絡研修会 主催

三木町 協賛

開催年月日：令和4年11月13日（日）

内容：犬と一緒にマナー&ゲーム 他

② 飼養動物の逸走防止と返還率の向上

○ ペットの逸走防止対策や行方不明になったときの対応に係る啓発

飼っている犬猫の逸走防止や行方不明になった場合の連絡先等について、市町や関係団体等と連携しポスターや啓発リーフレットを活用し周知した。

<香川県>

名称	形態	配布数 (概数)	主な配布先
犬や猫の命を守るために！（第2版） (2・3月予定)	リーフレット	7,000	県保健所、さぬき動物愛護センター、16市町、動物病院、警察署

<高松市>

名称	形態	配布数 (概数)	主な配布先
ペットを迷子にしないために	チラシ	7,000	市民（狂犬病予防集合注射会場、保健所窓口）、市内動物病院

③ 収容した犬猫の適正な譲渡の推進

保健所において収容した犬猫のうち、譲渡適性があると認められる犬猫をセンターにおいて飼養管理し、譲渡ボランティアなどとの連携を図りながら、新しい飼い主への適正な譲渡を積極的に進めた。

ア 新しい飼い主に譲渡するまでの犬猫の健康管理・社会化

ア) 幼齢の犬猫の預託

収容された幼齢の犬猫等を譲渡可能な週齢、健康状態になるまでの間、ボランティアに一時的に預託することにより、健康管理や社会化を行うことで、より多くの犬猫が新しい飼い主のもとで適正に飼養されることにつながった。

イ) センターにおける犬猫の健康管理・社会化

・ 専門の訓練士による犬の馴化

収容された犬が、新しい飼い主のもとで、家庭に慣れ、「家族の一員」として適正に飼養されるよう、さぬき動物愛護センター（以下「センター」）において、定期的に専門の訓練士の指導のもとで、主に成犬の訓練を行った。

イ 譲渡希望者への適正な飼養に必要なルール・知識の講習

譲渡希望者を対象に定期的（週2回）及び随時、譲渡前講習を実施し、飼い主のルールやマナー、適正な飼養について周知した。また、遠方に居住する県民が受講しやすいよう、県内各地で開催した出張イベントにおいても、譲渡前講習を実施した。

	回数	受講組数	受講人数
譲渡前講習	85	482	982

ウ 譲渡後の適正な飼養の支援

ア) 譲渡犬猫の不妊去勢手術の実施及び費用の助成

(公社)香川県獣医師会と連携し、譲渡する犬猫について、生後半年を超える犬猫には、不妊去勢手術を実施、生後半年未満の犬猫については、不妊去勢手術費用の助成(上限2万円/1頭)を実施した。

イ) 譲渡犬猫へのマイクロチップの装着

所有明示の推進、特にマイクロチップの普及のため、譲渡する犬猫については、マイクロチップを装着のうえ譲渡した。

ウ) 譲渡後の飼養者を対象とした犬猫の飼い方教室等の開催

譲渡後の飼養者を対象に、犬のしつけ方教室や、飼い方教室の開催、アンケート調査の実施により、譲渡後の犬猫の飼養状況の確認及び適正な飼養の支援を行った。

エ ボランティアとの協働による譲渡の推進

○ 譲渡ボランティアとの連携、活動の支援

譲渡ボランティアの活動を支援するため、譲渡ボランティア活動支援譲渡会の開催や、譲渡ボランティアに譲渡した犬猫を対象とした診療費の助成を行うとともに、定期的なミーティングを開催するなど譲渡ボランティアとの連携を図った。

譲渡ボランティア…犬猫をセンターから譲り受け、一時的に飼養管理しながら、飼養希望者を探し譲渡する活動を行うボランティア

- ・譲渡ボランティア登録数 32 個人・団体

	回数
譲渡ボランティア支援譲渡会	5

- ・譲渡犬猫診療費助成制度

譲渡ボランティアの活動を支援するため、体調不良等で動物病院を受診した場合の診療費を助成(上限1万円/1頭)した。

○ 犬猫の飼養管理等をサポートするボランティアとの連携

「しっぽの森ボランティアサポーター」と連携し、犬猫の飼養管理や譲渡会の運営を実施した。

しっぽの森ボランティアサポーター…センターにおいて、犬猫のシャンプーや散歩・馴化、譲渡会やイベントの運営を支援するボランティア

- ・しっぽの森ボランティアサポーター登録数 15名

オ 譲渡犬猫の情報発信

動物愛護センターのホームページやSNS（インスタグラム）を活用し、新しい飼い主を募集している犬猫の情報を広く発信し、譲渡に努めた。また、センター館内や県内で開催されるイベント等において、譲渡犬猫の紹介パネルを展示し、譲渡事業の認知度の向上を図った。

(2) 所有明示（個体識別）措置の推進

① 所有明示の方法と必要性の普及

犬猫等の飼い主に対して、SNS や啓発チラシ等のさまざまな媒体を活用し、マイクロチップをはじめとする所有明示の必要性や方法を周知した。保健所に収容された犬猫の元の飼い主への返還時等の機会を捉え、迷子札等を配布し、所有明示の実施を助言した。

・所有者明示の実施率

年度		平成 19 年度	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 2 年度
実施率	県政モニター アンケート	9.6%	17.6%	22.6%	—	犬：33.3% 猫：17.2%
	県政世論調査	8.9%	—	14.0%	犬：25.7% 猫：13.1%	

② マイクロチップ装着の促進

令和 4 年 6 月 1 日から販売される犬猫へのマイクロチップの装着、所有者情報の登録が義務化されたことに伴い、第一種動物取扱業者（犬猫等販売業者）への制度遵守の徹底を図った。また、犬猫の飼い主に対して、リーフレットやホームページ等を活用し、マイクロチップの制度の定着に努めた。

さぬき動物愛護センターにおいては、譲渡犬猫にマイクロチップを装着しており、譲渡時にマイクロチップの情報登録の徹底や、マイクロチップをはじめとする所有明示の必要性を周知した。

市町、警察等におけるマイクロチップリーダーの配備状況を確認し、マイクロチップリーダーを活用した遺棄の防止や返還促進のための連携を強化した。

・マイクロチップリーダーの配備状況（令和 4 年 12 月 1 日現在）

各保健所、動物管理指導所（5カ所）	17台
高松市	5台
センター	12台
警察署（12カ所）	12台
県内各市町（高松市を除く。）	19台

3 「動物は地域の一員」に向けての取組み

○犬猫の苦情・相談件数

<犬>

(件)

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度 (1 月末現在)	
	香川県	高松市	香川県	高松市	香川県	高松市	香川県	高松市	香川県	高松市
保護等依頼	1,471	410	1,077	272	796	116	810	145	674	175
放し飼い	68	40	56	42	53	27	55	31	67	24
鳴き声	27	31	40	51	57	44	54	49	30	41
糞尿汚染	14	29	15	29	11	29	17	26	17	21
田畑、家畜被害	5	0	12	0	10	4	3	1	4	2
行方不明	448	0	487	249	416	318	423	362	312	253
その他	332	388	305	99	340	82	309	64	406	116
小計	2,365	988	1,992	742	1,683	620	1,671	678	1,510	632
合計	3,353		2,734		2,303		2,349		2,142	

<猫>

(件)

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度 (1 月末現在)	
	香川県	高松市	香川県	高松市	香川県	高松市	香川県	高松市	香川県	高松市
保護等依頼	409	51	362	87	399	239	379	195	444	311
放し飼い	30	56	17	96	18	148	19	226	16	192
鳴き声	12	4	6	6	7	9	0	17	3	8
糞尿汚染	80	53	107	53	96	77	91	103	114	200
田畑、家畜被害	2	0	5	0	2	2	7	7	5	29
行方不明	279	330	291	308	273	418	338	468	273	401
その他	139	153	178	120	180	108	280	79	199	194
小計	951	647	966	670	975	1,001	1,114	1,095	1,054	1,335
合計	1,598		1,636		1,976		2,209		2,389	

(1) 地域の実情に応じた住民への呼びかけ

野犬や野良猫、飼養する犬猫による人への危害や生活環境被害のある自治会の住民等を対象に出前講座や話し合いに参加し、地域の抱えている問題や苦情を解決するため、地域住民自らが解決のために考え、取り組むきっかけとなるよう努めた。

開催回数	参加人数（概数）	対象者
6	190	自治会住民等

・主な事例

<中讃保健所>

実施日：令和5年1月11日

参加者：55名（綾川町昭和地区住民）

内 容：ペットの適正飼養と地域の役割 等

(2) 動物取扱業における適正な取扱いの推進

販売される犬猫のマイクロチップ装着等の義務化が令和4年6月に開始されたことから、動物取扱責任者研修や動物取扱業者への監視・指導の機会を捉えて、制度の遵守の周知を図った。

4 人と動物の「未来」に向けての取組み

(1) 子どもたちへの呼びかけ

○ センターによる子どもたちを対象とした普及啓発

子どもたちや親子を対象としたイベントの開催や、小中学校の校外学習・職場体験の受入れ、出前教室の実施により、子どもたちに命の大切さや思いやりの心の醸成を行った。

・子ども・親子を対象としたイベントの開催

親子で楽しみながら責任を持って動物を飼うということなどを学ぶことができる動物愛護教室やイベントを開催した。

開催回数	参加人数
6	434名（※）

※保護者等を含む。

・動物愛護出前教室の開催

県内小学校や学童保育等を訪問し、いのちの大切さについて考えるきっかけとなるよう働きかけた。

開催回数	参加人数
12	683名（※）

※指導員等を含む。

・ 校外学習・職場体験の受入れ

県内小中学校を対象に校外学習や職場体験を受入れ、犬猫との触れ合い体験や飼育体験などを行った。

開催回数	参加人数
10	175名(※)

※教員を含む。



いきもの教室
～はたらく犬～



動物愛護出前教室

○ 地域の実情を踏まえた子どもたちへの啓発（再掲）

野犬の多い地域において、丸亀市と連携し、市内の小学校において、知らない犬に出会ったときの対処法や、最後まで責任を持って飼うことについて、出前授業を行った。

5 人と動物が安心できる「今」をつくる取組み

(1) 飼い主への災害対策についての普及啓発

飼育場所の防災対策、ケージや餌等のペット用の避難用品の確保、所有明示をはじめとした平常時からの備えについて、ハンドブックや県ホームページ等を活用し、啓発した。



(2) 災害発生に備えた連携体制の強化

県では、「災害時における被災動物の救護活動等に関する協定」（平成24年6月）を締結している（公社）香川県獣医師会や、学校法人穴吹学園等と連携体制構築に向けた協議を行い、「香川県人とペットの災害対策マニュアル（仮）」の作成に着手した。

また、高松市では、「高松市ペット災害対策の行動指針」「避難所における同行避難の受け入れマニュアル作成の手引き」の作成に着手した。

実現に向けての指標（数値目標）

- 令和 12 年度の犬の殺処分数について、令和 2 年度比 50%減を目指す（285 頭）
- 令和 12 年度の猫の殺処分数について、令和 2 年度比 20%減を目指す（273 匹）

☆ 犬の殺処分数減少に向けた短期重点目標

- 令和 7 年度の犬の殺処分数について、令和 2 年度比 25%減を目指す（427 頭）

〈犬の収容数・譲渡数・殺処分数等の推移〉

- ・収容数は、令和元年度以降減少傾向にある。
- ・センター開所前の平成 30 年度に 892 頭だった犬の譲渡数は、令和 3 年度には 1,004 頭まで増加。
- ・殺処分数は、平成 30 年度の 1,522 頭から令和 3 年度には 293 頭へ大幅に減少した。

〈猫の収容数・譲渡数・殺処分数等の推移〉

- ・収容数は、令和元年度以降減少傾向にある。
- ・平成 30 年度に 353 匹だった猫の譲渡数は、令和 3 年度には 439 匹まで増加した。
- ・殺処分数は、平成 30 年度の 739 匹から令和 3 年度には 243 匹へ大幅に減少した。

（参考）

令和元年の動物愛護管理法の改正により、所有者不明の犬猫についても、安易な引取りが殺処分数の増加につながる可能性があり、動物愛護の観点から望ましいとはいえないことから、周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合等は引取りを拒否することができることとされた。

〈犬猫の殺処分数について〉

○殺処分数

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (1 月末現在)
犬	香川県	1,184	635	435	248	176
	高松市	338	285	135	45	61
	計	1,522	920	570	293	237
猫	香川県	449	126	113	83	73
	高松市	290	329	229	160	178
	計	739	455	342	243	251

<犬猫の引取りについて>

○犬及び猫の引取り数

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (1 月末現在)
犬	香川県	2,051	1,732	1,524	1,236	842
	高松市	569	487	305	184	171
	計	2,620	2,219	1,829	1,420	1,013
猫	香川県	693	476	467	415	396
	高松市	409	505	367	282	307
	計	1,102	981	834	697	703

狂犬病予防法の抑留（犬）、県動物愛護管理条例の収容（犬）、動物愛護管理法の負傷収容（犬猫）を含む。

（内訳）

●所有者からの犬及び猫の引取り数

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (1 月末現在)
犬	香川県	64	34	33	38	22
	高松市	17	14	8	17	6
	計	81	48	41	55	28
猫	香川県	63	29	10	36	41
	高松市	24	16	51	25	44
	計	87	45	61	61	85

●所有者不明の犬及び猫の引取り数

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (1 月末現在)
犬	香川県	1,987	1,698	1,491	1,198	820
	高松市	552	473	297	167	165
	計	2,539	2,171	1,788	1,365	985
猫	香川県	630	447	457	379	355
	高松市	385	489	316	257	263
	計	1,015	936	773	636	618

狂犬病予防法の抑留（犬）、県動物愛護管理条例の収容（犬）、動物愛護管理法の負傷収容（犬猫）を含む。

<元の飼い主への返還について>

○ 犬及び猫の返還頭数

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (1 月末現在)
犬	香川県	103	103	97	113	82
	高松市	42	52	33	28	30
	計	145	155	130	141	112
猫	香川県	3	5	2	4	7
	高松市	4	11	2	2	0
	計	7	16	4	6	7

<新しい飼い主への譲渡について>

○ 犬の譲渡頭数

犬		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (1 月末現在)
香川県	終生飼養者	118	218	143	138	136
	譲渡ボランティア※	602	796	890	752	444
	計	720	1,014	1,033	890	580
高松市	終生飼養者	62	91	32	24	31
	譲渡ボランティア※	110	84	105	90	40
	計	172	175	137	114	71

○ 猫の譲渡頭数

猫		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 (1 月末現在)
香川県	終生飼養者	71	100	131	143	130
	譲渡ボランティア※	165	245	229	176	172
	計	236	345	360	319	302
高松市	終生飼養者	55	124	60	83	72
	譲渡ボランティア※	62	43	78	37	35
	計	117	167	138	120	107

※譲渡ボランティア…保健所で保護された犬・猫を新たな飼い主に譲り渡すボランティア（個人・団体）のこと。平成 25 年 9 月から譲渡ボランティア登録制度を開始した。

※令和元年度からは、センターが譲渡業務を実施。